

県立勤労者福祉施設の現状と課題について

商工労働部労働雇用課

1 県立勤労者福祉施設の概況

現在、県内7箇所に県立の勤労者福祉施設として、「勤労者福祉センター」及び「野外趣味活動センター」を設置しており、いずれも所在市町を指定管理者に指定して運営している。

(県立勤労者福祉施設の概要)

名称	所在地	建設年度	建物構造・延床面積	指定管理者	敷地所有	主な施設内容
佐久勤労者福祉センター	佐久市 佐久平駅南	H13 (S42)	SRC3F 3,081㎡	佐久市	佐久市	ホール(438人)、会議室(5)、音楽室、視聴覚室、情報研究室、文化教養室(2)
飯田勤労者福祉センター	飯田市 東栄町	H8 (S42)	RC3F 3,398㎡	飯田市	飯田市	体育館(752㎡)、視聴覚室(2)、音楽室、研修室(4)、和室(2)
松本勤労者福祉センター	松本市 中央	S47	RC3F 3,138㎡	松本市	松本市	大会議室(540㎡)、会議室(7)、教養室(2)、音楽室、トレーニング室
伊那勤労者福祉センター	伊那市 西町	H13 (S50)	RC2F 3,008㎡	伊那市	伊那市	体育館(1,517㎡)、観覧席(移動式400・固定式600)、会議室(1)
中野勤労者福祉センター	中野市 三好町	S55	RC2F 2,425㎡	中野市	中野市	大会議室(700㎡)、会議室(6)、教養室(1)、音楽室、和室(2)
木曽勤労者福祉センター	上松町 上松	H2	RC2F 1,480㎡	上松町	上松町	ホール(可動式いす360席)、会議室(2)、和室、音楽室
戸倉野外趣味活動センター	千曲市 磯部	S50	—	千曲市	長野県	野球場、テニスコート(6面)

6箇所の勤労者福祉センターには、勤労者に教養・文化、スポーツ等の活動を行う場を提供するため、ホール、会議室、体育館等が整備されている。敷地は、いずれも所在する市・町の所有地を県が無償で借り受け、その上に県が建物を整備したものである。

戸倉野外趣味活動センターは、県有地上に野球場及びテニスコートを整備した施設である。

2 経緯

(1) 整備

昭和38年に長野市に長野県勤労者福祉センターを整備して以降、広域市町村圏単位で勤労者福祉センターの整備を進め、平成2年の木曽勤労者福祉センターの完成により、県内10の広域圏すべてに整備された。このうち、飯田については平成8年度に、また佐久及び伊那については平成13年度に、老朽化等により移転改築が行われている。

ただし、諏訪湖勤労総合福祉センターについては、旧雇用促進事業団（現在の独立行政法人雇用・能力開発機構）が設置した建物等を県が借り受けて運営していたほか、上田・大町については、市又は一部事務組合による整備に対し県が補助金を支出する方式を取っていた。

（廃止された長野県勤労者福祉センター、諏訪湖勤労総合福祉センターの概要）

名称	所在地	建設年度	建物構造・延床面積	管理委託	敷地所有	主な施設内容
長野県勤労者福祉センター (H19.3廃止)	長野市旭町	S38	RC4F 4,290㎡	(財)長野県勤労者福祉事業団	長野市	ホール、会議室、教室 音楽室、広間、宿泊施設
諏訪湖勤労総合福祉センター (H15.3廃止)	岡谷市南宮 諏訪市清水	S46	RC3F等 5,646㎡	(財)長野県勤労者福祉事業団	岡谷市 諏訪市	体育館、野球場、会議室 広間、研修室、宿泊施設

* 諏訪湖勤労総合福祉センターは、旧雇用促進事業団が設置した建物を借り受けて運営

（補助金により市又は一部事務組合が設置した勤労者福祉センターの概要）

名称	所在地	建設年度	建物構造・延床面積	主な施設内容	備考
上田勤労者福祉センター	上田市中央	S49	RC3F 2,231㎡	大会議室、会議室 和室	上田地域広域行政事務組合が設置
大町勤労者福祉センター	大町市大町	S41	軽量鉄骨造 平屋建 3,398㎡	講堂兼体育館、会議室、 娯楽室、談話室等	大町市が設置、H16.3に用途廃止 (現在、建物は別用途に使用されている)

(2) 諏訪湖勤労総合福祉センター、長野県勤労者福祉センターの廃止等

旧雇用促進事業団は、全国で様々な勤労者福祉施設の整備を進め、地元地方公共団体に運営を委託していたが、平成11年以降、国の方針により、施設の地元市町村等への譲渡を進めることとなった。県が運営していた諏訪湖勤労総合福祉センターについても、岡谷市及び諏訪市が施設の譲渡を受けることとなったため、県の施設としては平成15年3月末で廃止している。

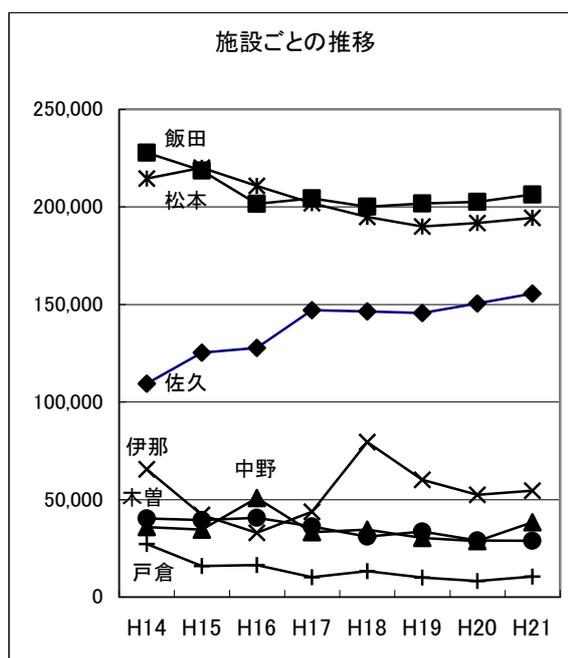
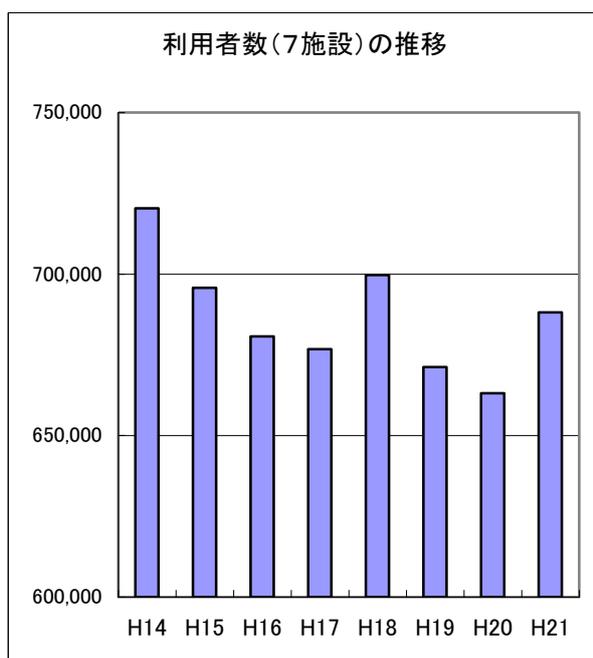
なお、旧雇用促進事業団が整備し、平成17年度までに県内の市町村等に譲渡された勤労者福祉施設は、県内で57施設に及んでいる。

長野県勤労者福祉センターについては、老朽化が著しく、継続して運営するには多額の改修費用が必要になること、利用者については近隣の公共施設で受け入れが可能であることから、平成19年3月末に廃止された。建物は平成19年度に解体され、敷地は長野市に返還されている。

このほか、大町市が設置した大町勤労者福祉センターについては、市が雇用・能力開発機構から類似施設の譲渡を受けたことなどから、平成16年3月に用途廃止されている。

(3) 利用状況、収支状況等

県立勤労者福祉施設（現在運営している7施設に限る）の利用者数の推移は、次ページのグラフ及び表のとおりである。施設や年度によってかなりの差異が見られるが、長期的にはやや減少傾向にあると考えられる。



県立勤労者福祉施設(7施設)の利用者数の推移

(単位:人)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
佐久	109,415	125,230	127,666	146,959	146,411	145,478	150,495	155,463
飯田	227,665	218,590	201,552	204,395	200,025	201,740	202,600	206,290
松本	214,455	220,109	210,760	201,885	194,876	189,967	191,643	194,296
伊那	65,502	42,016	32,884	43,792	79,432	60,126	52,341	54,518
中野	35,804	34,477	50,772	33,313	34,586	30,292	28,726	38,234
木曾	40,238	39,440	40,614	36,198	30,957	33,535	29,056	28,829
戸倉	27,214	15,823	16,432	10,178	13,342	10,019	8,229	10,487
合計	720,293	695,685	680,680	676,720	699,629	671,157	663,090	688,117

また、この施設の運営に対する県からの市町への委託料は、行政財産目的外使用料の収入相当額を上限としており、具体的には施設内に設置されたレストランや自動販売機に係る使用料などの範囲内となっている。市町は、このほかに利用者からの施設利用料を収入として得ているが、いずれの施設も収入が管理に要する経費を下回っており、市町が相当の額を毎年負担して運営している。

平成21年度の各施設の収支の状況

(単位:円)

		佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
管理経費	人件費	10,513,608	1,440,000	49,052,408	1,000,000	2,000,000	3,455,192	6,060,098
	運営費	27,806,200	18,990,111	21,384,971	9,108,991	18,654,516	6,060,026	3,705,318
	合計(A)	38,319,808	20,430,111	70,437,379	10,108,991	20,654,516	9,515,218	9,765,416
収入内訳	委託料	46,161	285,308	1,391,069	60,881	9,018	13,724	4,500
	施設利用料	21,107,506	8,156,076	14,931,158	4,012,320	3,328,860	3,303,040	360,800
	市町負担額(B)	17,166,141	11,988,727	54,115,152	6,035,790	17,316,638	6,198,454	9,400,116
	合計	38,319,808	20,430,111	70,437,379	10,108,991	20,654,516	9,515,218	9,765,416
市町負担割合(B/A)		44.8%	58.7%	76.8%	59.7%	83.8%	65.1%	96.3%

なお、施設の改修等については県が実施しているが、100万円未満の修繕は市町が行うこととされている。

3 検討課題等

当初の施設整備から長い年月が経過し、勤労者福祉施設を取り巻く状況も大きく変わる中で、次に掲げるとおり、施設運営に係る様々な課題が明らかになってきている。

- 施設が建設された当初に比べ、県民が利用できる教養・文化施設や体育施設等は増加しており、県立勤労者福祉施設の利用者は長期的には減少する傾向が見られる。また実際の利用も、企業による説明会・研修会など、勤労者福祉以外の目的による利用形態が多く見られるとの指摘がある。
- 一部の施設は老朽化が進みつつあるが、行政によるいわゆる箱物の整備・運営に対しては従来に比べて厳しい眼が向けられるようになっており、さらに県の厳しい財政状況等も考慮すると、県としての関与の必要性について改めて問い直す必要がある。
- 広域的な利用を目的として整備された施設であるが、所在市・町の住民以外の利用が少ないとの指摘もあり、市町との役割分担をどのように考えるべきか整理する必要がある。

とりわけ、県立勤労者福祉施設は、県が整備する一方、実質的な運営は市町が管理経費を相当程度負担して行ってきた経緯があり、施設の活性化を図る観点から、運営主体についてどのような形態を取ることが望ましいか検討を加える必要がある。

こうした様々な課題を踏まえて、学識経験者、労働者及び使用者の代表、施設利用者、指定管理者である市町などから意見を伺い、県立勤労者福祉施設の将来的なあり方を調査・検討していく必要がある。